

○厚生労働省告示第百二十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する告示

（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正）

第一条 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇三十一 (略)</p> <p>三十二 子宮腺筋症病巣除去術</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>子宮腺筋症(閉経前、かつ、月経がある患者であつて、妊孕性の温存を希望するものに係るものに限る。)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 産婦人科専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について三年以上の経験を有すること。</p> <p>④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 産婦人科又は婦人科を標榜していること。</p> <p>② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。</p> <p>③ 麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>④ 臨床工学技士が配置されていること。</p> <p>⑤ 病床を有していること。</p> <p>⑥ 当直体制が整備されていること。</p> <p>⑦ 緊急手術体制が整備されていること。</p> <p>⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。</p> <p>⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。</p> <p>⑩ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に関</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇三十一 (略)</p> <p>(新設)</p>

催すること。

⑩ 医療安全管理委員会が設置されていること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇七十一 (略)

七十二 タミバロテン経口投与及びペムプロリズマブ静脈内投与の併用療法 切除が不可能な膵臓がん（二種類の従来の治療法に抵抗性を有するもの又は薬物療法が困難なものに限る。）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する

先進医療

一〇七十一 (略)

(新設)

第二条 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療(削る)</p> <p>一 陽子線治療</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 放射線科専門医(一般社団法人日本専門医機構又は公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>二 重粒子線治療</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍又は転移性腫瘍(いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 削除</p> <p>二 陽子線治療</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 放射線科専門医(公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>三 重粒子線治療</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍(いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>四 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 悪性脳腫瘍</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら脳神経外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 脳神経外科専門医(一般社団法人日本脳神経外科学</p>

三 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 神経内科専門医（一般社団法人日本神経学会が認定したものを用いる）、精神科専門医（一般社団法人日本専門医機構又は公益社団法人日本精神神経学会が認定したものを用いる。）又は臨床遺伝専門医（一般社団

会が認定したものを用いる。）であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 脳神経外科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）が設置され、専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）が配置されていること。

④ 薬剤師が配置されていること。

⑤ 臨床検査技師が配置されていること。

⑥ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会が平成二十一年二月に作成したものを用いる。以下同じ。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑨ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

五 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 神経内科専門医（一般社団法人日本神経学会が認定したものを用いる）、精神科専門医（公益社団法人日本精神神経学会が認定したものを用いる。）又は臨床遺伝専門医（一般社団法人日本人類遺伝学会及び日本遺

法人日本人類遺伝学会及び日本遺伝カウンセリング学会が認定したものをいう。）であること。

③・④ (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①～⑧ (略)

⑨ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（公益団法人日本臨床検査標準協議会が平成二十三年十二月に作成したものをいう。以下同じ。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑩ (略)

(削る)

伝カウンセリング学会が認定したものをいう。）であること。

③・④ (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①～⑧ (略)

⑨ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

⑩ (略)

六 腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

膀胱尿管逆流症（国際分類グレードⅤの高度逆流症を除く。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 泌尿器科専門医（一般社団法人日本泌尿器科学会が認定したものをいう。）であること。

③ 当該療養について三年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 泌尿器科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が配置されていること。

四 末梢血単核球移植による血管再生治療

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) (略)
- (2) 保険医療機関に係る基準

①～③ (略)

④ 細胞培養を担当する者が配置され、院内の業務において専任で細胞培養を実施していること。

⑤・⑥ (略)

⑦ 緊急の場合における手術を実施する体制（以下「緊急手術体制」という。）が整備されていること。

⑧～⑬ (略)

(削る)

五 ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断

(PCR法)

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の

七 末梢血単核球移植による血管再生治療

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) (略)
- (2) 保険医療機関に係る基準

①～③ (略)

④ 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤・⑥ (略)

⑦ 緊急手術体制が整備されていること。

⑧～⑬ (略)

八 削除

九 ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断

(PCR法)

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら眼科に従事し、当該診療科について十年以上の



経験を有すること。

② 眼科専門医（一般社団法人日本専門医機構又は公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③ (略)

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 眼科を標榜していること。

② (略)

(削る)

③～⑨ (略)

六 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染症患に対する迅速診断（PCR法）

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 眼科専門医であること。

③ (略)

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 眼科を標榜していること。

② (略)

(削る)

③～⑨ (略)

経験を有すること。

② 眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は感染症専門医（一般社団法人日本感染症学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③ (略)

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 内科及び眼科を標榜していること。

② (略)

③ 内科において、常勤の医師が配置されていること。

④～⑩ (略)

十 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染症患に対する迅速診断（PCR法）

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら眼科に従事し、当該療養について十年以上の経験を有すること。

② 眼科専門医又は感染症専門医であること。

③ (略)

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 内科及び眼科を標榜していること。

② (略)

③ 内科において、常勤の医師が配置されていること。

④～⑩ (略)

七 (略)

八 CYP2D6 遺伝子多型検査

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① 主として実施する医師に係る基準

(イ) (略)

(ロ) 小児科専門医（一般社団法人日本専門医機構又は公益社団法人日本小児科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(ハ) (略)

② (略)

(2)・(3) (略)

九 (略)

(削る)

十一 (略)

十二 CYP2D6 遺伝子多型検査

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① 主として実施する医師に係る基準

(イ) (略)

(ロ) 小児科専門医（公益社団法人日本小児科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(ハ) (略)

② (略)

(2)・(3) (略)

十三 (略)

十四 腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス

イ 術 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

重症肥満症（内科的治療に抵抗性を有するものであって、糖尿病である者に係るものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら消化器外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③ 当該療養について二年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として七例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師と

- 
- 
- ⑤ 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）について、これを主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。
  - (2) 保険医療機関に係る基準
  - ① 消化器外科、糖尿病内科及び麻酔科を標榜していること。
  - ② 実施診療科において、当該療養について三年以上の経験を有する常勤の外科専門医が二名以上配置されていること。
  - ③ 内科に従事し、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療について五年以上の経験を有する医師及び麻酔科標榜医がそれぞれ一名以上配置されていること。
  - ④ 管理栄養士が配置されていること。
  - ⑤ 社会福祉士が配置されていること。
  - ⑥ 病床を十床以上有していること。
  - ⑦ 基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の三の(1)のイからニまでに定める施設基準のいずれかに適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
  - ⑧ 当直体制が整備されていること。
  - ⑨ 緊急手術体制が整備されていること。
  - ⑩ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
  - ⑪ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
  - ⑫ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
  - ⑬ 医療安全管理委員会が設置されていること。
  - ⑭ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。
  - ⑮ 腹腔鏡下胃切除術が一年間に合わせて二十例以上実施していること。
-

十 血中TARC濃度の迅速測定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

汎発型の皮疹（皮膚科専門医（一般社団法人日本専門医機構又は公益社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。）が重症又は重症化の可能性があると判断したものであって、薬疹が疑われるものに限る。）

ロ (略)

十一 細胞診検体を用いた遺伝子検査

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① (略)

② 保険医療機関に係る基準

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）が設置され、専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）が配置されていること。

(ニ)・(リ) (略)

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

施されていること。

⑯ 当該療養の実施前に外科専門医、内科に従事する医師、麻酔科標榜医、管理栄養士等の複数名による症例検討が実施されていること。

⑰ 届出月から起算して十二月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

十五 血中TARC濃度の迅速測定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

汎発型の皮疹（皮膚科専門医（公益社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。）が重症又は重症化の可能性があると判断したものであって、薬疹が疑われるものに限る。）

ロ (略)

十六 細胞診検体を用いた遺伝子検査

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① (略)

② 保険医療機関に係る基準

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

(ニ)・(リ) (略)

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① 主として実施する医師に係る基準

(イ) (略)

(ロ) 呼吸器専門医又は外科専門医（一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(ハ)・(ニ) (略)

② (略)

(3) (略)

十二 (略)

十三 内視鏡的胃局所切除術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①～③ (略)

④ 常勤の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が一名以上配置されていること。

⑤～⑭ (略)

十四 子宮内膜刺激術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 産婦人科専門医（一般社団法人日本専門医機構又は公益社団法人日本産科婦人科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であり、かつ、生殖医療専門医（一

① 主として実施する医師に係る基準

(イ) (略)

(ロ) 呼吸器専門医又は外科専門医であること。

(ハ)・(ニ) (略)

② (略)

(3) (略)

十七 (略)

十八 内視鏡的胃局所切除術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①～③ (略)

④ 常勤の麻酔科標榜医が一名以上配置されていること。

⑤～⑭ (略)

十九 子宮内膜刺激術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 産婦人科専門医（公益社団法人日本産科婦人科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であり、かつ、生殖医療専門医（一般社団法人日本生殖医学学会が認定

一般社団法人日本生殖医学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③ (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑧ (略)

十五 | タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑦ (略)

十六 | 子宮内膜擦過術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑧ (略)

十七 | ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術

イ (略)

ロ 施設基準

したものをいう。以下同じ。）であること。

③ (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑧ (略)

二十 | タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑦ (略)

二十一 | 子宮内膜擦過術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑧ (略)

二十二 | ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)  
(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)  
③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑦ (略)

十八 子宮内膜受容能検査 1

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑨ (略)

十九 子宮内細菌叢検査 1

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑨ (略)

二十 強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(1) (略)  
(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)  
③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑦ (略)

二十三 子宮内膜受容能検査 1

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑨ (略)

二十四 子宮内細菌叢検査 1

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑨ (略)

二十五 強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑦ (略)

二十一 二段階胚移植術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑨ (略)

二十二 子宮内細菌叢検査2

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑨ (略)

二十三 子宮内膜受容能検査2

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑦ (略)

二十六 二段階胚移植術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑨ (略)

二十七 子宮内細菌叢検査2

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④～⑨ (略)

二十八 子宮内膜受容能検査2

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準



①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④⑤⑥ (略)

二十四～二十七 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(削る)

(削る)

一～三 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

四・五 (略)

(削る)

(削る)

六 (略)

(削る)

七 (略)

(削る)

(削る)

八・九 (略)

(削る)

十・十一 (略)

(削る)

(削る)

①・② (略)

③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。

④⑤⑥ (略)

二十九～三十二 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一 削除

二 削除

三～五 (略)

六 削除

七 削除

八 削除

九 削除

十・十一 (略)

十二 削除

十三 削除

十四 (略)

十五 削除

十六 (略)

十七 削除

十八 削除

十九・二十 (略)

二十一 削除

二十二・二十三 (略)

二十四 削除

二十五 削除

十二・十三 (略)

(削る)

十四～二十六 (略)

(削る)

(削る)

二十七 (略)

(削る)

二十八～三十 (略)

(削る)

三十一 (略)

(削る)

三十二～三十四 (略)

(削る)

三十五～三十七 (略)

(削る)

三十八～四十 (略)

四十一 タクロリムス経口投与療法 不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)

四十二～五十 (略)

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

(削る)

(削る)

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

二十六・二十七 (略)

二十八 削除

二十九～四十一 (略)

四十二 削除

四十三 削除

四十四 (略)

四十五 削除

四十六～四十八 (略)

四十九 削除

五十 (略)

五十一 削除

五十二～五十四 (略)

五十五 削除

五十六～五十八 (略)

五十九 削除

六十～六十二 (略)

六十三 タクロリムス投与療法 不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)

六十四～七十二 (略)

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

一 削除

二 削除

三 (略)

四 削除

五・六 (略)

四  
九  
削る  
削る  
削る

(略)

十  
九  
八  
七  
削除  
削除  
削除

(略)

## 附 則

この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、第一条の規定は令和六年四月一日から適用する。